

平成 18 年 No.27

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部を改正する規程

改正理由

運営委員会の委員に副学長（教育等担当）を加え、他のセンター規程との整合性を図るものである。

承認経過

平成18年6月7日 役員会 審議承認

平成18年6月7日 部局長会 審議承認

平成18年6月7日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年6月8日

東京学芸大学長

鷲山 恭彦

平成18年規程第20号

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生相談支援センター規程（平成18年規程第6号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部改正について

改正理由：運営委員会の委員に副学長（教育等担当）を加え、他のセンター規程との整合性を図るものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p><u>(2) 副学長（教育等担当）</u></p> <p><u>(3) 学系長</u></p> <p><u>(4) 保健管理センター所長</u></p> <p><u>(5) 保健管理センターの専任教員</u></p> <p><u>(6) その他学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>（任期）</p> <p>第8条 前条<u>第6号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年6月8日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p><u>(2) 学系長</u></p> <p><u>(3) 保健管理センター所長</u></p> <p><u>(4) 保健管理センターの専任教員</u></p> <p><u>(5) その他学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>（任期）</p> <p>第8条 前条<u>第5号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>